

東日本大震災で被災された方へ 所得税軽減などのお知らせ

東日本大震災で被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられます。また、税務署で手続きをすると所得税が還付される場合があります。詳しくは大和税務署、または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。問 大和税務署(☎262・9411)。

市・県民税、固定資産税、軽自動車税の特例措置もあります(下表参照)。

	税制上の措置	概要	問い合わせ先
市税	個人住民税の軽減措置	【雑損控除】 住宅・家財・自家用車などの損害を受けた方は、雑損控除適用で個人住民税の軽減を受けることができます。 【住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)】 所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除残期間は引き続き適用を受けることができます。	市民税課 ☎235・8594
	軽自動車税の非課税措置	滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分まで軽自動車税が非課税となります。	市民税課 ☎235・8593
	固定資産税の軽減措置	滅失・損壊した住宅の敷地については、引き続き住宅用地として固定資産税の軽減措置を受けることができます。また、滅失・損壊した家屋の買い替えなどをした方も軽減措置を受けることができます。	資産税課 ☎235・8596



●男女共同参画推進員による啓発活動
男女共同参画推進員は、市と協働で、男女共同参画推進に関する各種啓発活動を行っています。皆さんに男女共同参画の意識を高めてもらうため、

●男女共同参画って何?
「男女共同参画」とは、男性、女性といった性別で区別することなく、すべての人間として平等に扱われ、社会のあらゆる分野に男女とともに参画し、ともに責任を担うという考え方です。

「参画」という言葉には何か行事があつたときなどに

男女共同参画週間 ～チャンスを分かち、未来を拓こう～

6月23日～29日



●講師名簿を確認→市民協働課へ連絡→講師を紹介→利用者と講師間で日程などを調整。※できるだけ3人以上のグループで申し込みを。

問 市民協働課(☎235・4793)。

ボランティアバンク 講師を紹介します

される税額などを確認してください。なお、公的年金の特別徴収対象の方は、納付方法の変更はできません。
※平成23年度課税(非課

税) 証明の発行は6月から行っています。
問 市民税課(☎235・8

戸沢橋夜間全面通行止め

圏央道門沢橋高架橋の建設工事に伴い、県道22号(横浜伊勢原)戸沢橋の夜間交通規制をします。ご迷惑をおかけしますが、迂回のご協力をお願いします。
▶日時 6月28日㈫・29日㈬ 30日㈭ 23時～3時 ▶予備日 7月1日㈮ 23時～3時 ▶交通規制区間 東河内交差点(海老名側)～戸田交差点(厚木側)
※下図参照。なお、戸沢橋は通行できませんが、県道沿いにお住まいの方は、海湘丸付近交差点まで進入可能となります。

▶迂回先 相模大橋(県道40号横浜厚木)、湘南銀河大橋(県道44号伊勢原藤沢)
※歩行者および自転車などは、歩行者用迂回路を設置する予定です。

問 中日本高速道路株東京支社厚木工事事務所(☎223・8721)。



お店や団体のPRに 「えび～にや」を使用しませんか

海老名市のイメージキャラクター「えび～にや」で、海老名の魅力や元気を市内外により広く発信できるよう「海老名市イメージキャラクター使用取扱要領」を定めました。



▲第7回の様子

第8回えびな小さな音楽会 ～尺八・箏で楽しむ日本の歌・世界の歌～

●テーマは「ポジティブ・アクション」
地域社会のなかで女性が多く仕事を担っていても、代表は男性という例があります。日本では、他の先進国と比較すると、指導的な立場で活躍する女性が少ないのが現状です。

仲間として加わる「参加」という言葉とは異なり、事業や政策などの計画や決定の段階から参加し、対等な立場で意見を出し合い、責任も分かち合うという、より積極的な意味があります。

●ラヂオタイムのひとときに、懐かしい気持ちになれる音楽会です。ロビーに響きわたる優雅で澄んだ音色をお楽しみください。

●内容 山びこ静山会と由香和会による尺八・箏・歌の演奏

●曲目 「世界の民謡メドレー」「日本の名歌集」ほか

●開催日 時 6月28日㈫ 12時10分開演(演奏は40分程度)

●会場 市役所1階エントランスホール

●座席数には限りがあります。

問 文化スポーツ課(☎235・4797)。

今年度の男女共同参画事業は10月から11月にかけて身近な話題をテーマに、計4回の連続講座を開きました。講師は、さわやか福祉財団理事長・堀田力氏、作家・久田恵氏ほかを予定しています。

私的利用の範囲を超えて使用する場合は、事前に申請をしてください。なお、営利・非営利に係わらず、キャラクターの使用料は無料です。詳細は、政策事業推進課へ問い合わせを。

問 同課(☎235・463)

問(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です